

日本ペット訪問火葬協会 業務運営基準

平成20年1月17日作成

移動火葬車を使用するペット訪問火葬業者は、年々増加の傾向にあります。それに伴い、当事業者への苦情やトラブルも増加しています。

当協会は、移動火葬車の適切な運転、火葬炉の操作、保守点検、事故対策、保険制度、防犯対策など、遵守すべき業務運営基準を定め、それを遂行する事業者の団体です。これにより消費者が、安全かつ安心してセレモニーを委託することができます。

当協会では、会員の運営管理の適正化を推進するために必要な調査研究、情報交換、教育研修、相談指導、社会福祉などを行い、ペット訪問火葬業界の健全な発展を図り、《人とペットの共栄》を目指します。

業務基準（構造・運転・操作・点検）

事故対策

保険制度

防犯基準

その他、注意事項

業務基準

車両の構造基準

- ・法令の定める各種基準を遵守した設計であること
- ・最大積載量以内の火葬炉を設置する
- ・1次燃焼室の体積に見合う2次燃焼室の設置をする
- ・2次燃焼室に温度計を設置、または温度測定計を装備する 1次燃焼室はできる限り同様の対応を行う

運行基準

- ・特殊車両のため交通標識による高さ、幅、重量制限に注意し、モラルある運転を行う
- ・地域住民の迷惑（騒音、煙害、異臭等）にならない場所でセレモニーを行う
- ・火葬炉の排出口付近に障害物（電線、屋根、標識）がなく、他車両の交通に支障のない場所に駐車する必要によりパイロン、車止等を使用する

操作基準

- ・火葬炉の操作は、各社火葬炉メーカーによる研修を受ける
- ・指導する者は、研修を受け一定の経験や知識のあるものが行う
- ・各火葬車の焼却容量を把握し、煙害、異臭などのトラブルや事故を防ぐ
- ・火葬炉（1次、2次）の適切な温度管理を行い、ダイオキシン類等の発生を防ぐ
- ・副葬品は最小限かつ環境に配慮し、スタッフが確認する

例、公害の発生源となる物（石油化学製品等）

燃焼の妨げとなる物（果実、書籍、ぬいぐるみ等）

火葬炉設備の故障原因となる物（カーボン製品等）

ご遺骨損傷の原因となる物（金属製品、ガラス製品、缶類、爆発物等）

点検基準

- ・火葬炉メーカーにて定期点検を行い、特にパーナーの点火具合や燃料系の漏れ、詰まりなどを入念に点検する
- ・毎月末、当会所定の月次定期点検リストに必要事項を漏れなく記入し、業務管理委員会に翌月10日までに提出する
- ・自動車に関しても整備工場にて定期的に点検、整備する

事故対策

- ・火葬炉の周囲にはダンボール等、可燃物を置かない
- ・火葬時は、消火器をすぐに使用できる様にスタッフの近くに設置する
- ・燃料系の漏れ等を確認し、事故防止に努める
- ・火葬中、スタッフは車から離れない
- ・拾骨時は、火傷などの恐れがある為、お客様の安全に注意する
- ・非常時は、警察、消防等に速やかに連絡する
- ・トラブルが発生した場合、会員は速やかに事務局に報告し、事務局はトラブルの原因を調査し、会員に対して指導を行い、再発防止に努める

保険制度

- ・自動車任意保険に加入する
- ・ペットの火葬を業務内容とする賠償責任保険（火災保険）に必ず加入する

防犯対策

- ・ご遺体を目視する（ダンボール等に収められている場合やタオルに包まれている場合は一部開封しご遺体を確認する）
- ・ペットの火葬以外の目的で火葬炉を使用しない（点検時を除く）
- ・申込書等にある個人情報の漏えいを防止する

その他、注意事項

- ・火葬料金を明確に表示し、消費者に誤解を与える広告（誇大広告等）をしない
- ・中型犬、大型犬の取扱いは地域住民の迷惑にないよう各社で基準をつくる

火葬とは、ペットの遺体を火葬炉にて高温燃焼させ、灰化させることとする

平成20年1月17日 制定

平成21年2月27日 変更

平成23年6月29日 変更

以上